

2017年度  
関西学院大学ロースクール

C日程

一般入試（法学既修者）

民法問題

《13:00～14:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【民法問題】

次の文章を読んで〔設問1〕に答えなさい。

### 〔事例1〕

Aは、自己所有地上の建物を建築する請負契約（元請契約）を、建設業者Bと代金3000万円で締結した。Bは、この工事の大部分（内装工事等を除いた全体の8割程度）についてCに下請けさせる請負契約（下請契約）を請負代金2200万円で締結した。AB間の元請契約においても、BC間の下請契約においても完成建物や出来形部分（\*）の所有権帰属についての明示の約定はなかった。

Cは、ただちに工事に取りかかり、自己の調達した資材を用いて棟上げを終え屋根下地板を張り終えた。工事全体の3割を完成させた時点で、AからBへの元請契約代金の分割金1000万円は支払われていたが、BからCへの下請契約代金の分割金の支払いはされていなかった。この時点でBは債務超過に陥っており、AB間では話し合いがもたれ、AB間の請負契約が合意解除された。そこで、Cは屋根瓦も葺かず荒壁も塗らないまま工事を中止してしまった。

その後、Aは別の建設業者Dと続行工事に関する請負契約を締結し、この契約では建物の所有権はAに帰属するとの特約が付された。Dは、自ら材料を提供し続行工事に着手し、残りの7割を完成させAに建物を引き渡した。完成した建物はA名義の所有権保存登記がされた。なお、その後もBからCへの請負代金の支払いは一切されていない。

### 〔設問1〕

CはAに対して完成した建物の所有権はCにあると主張して所有権確認の訴えを提起した。この訴えの根拠を示した上で、Cの訴えに対するAの反論を挙げて、どちらの主張が認められるか検討しなさい。

次の文章を読んで〔設問2〕に答えなさい。

### 〔事例2〕

Aは、自己所有地上の建物を建築する請負契約（元請契約）を、建設業者Bと代金3000万円で締結した。Bは、Aの承諾を得ることなく、この工事について一括してCに下請けさせる請負契約（下請契約）を請負代金2800万円で締結した。なお、AB間での元請契約には、注文者は工事中契約を解除することができ、その場合工事の出来形部分（\*）は注文者の所有とするとの条項があったが、BC間での下請

契約には、完成建物や出来形部分（\*）の所有権帰属についての明示の約定はなかった。

Cは、ただちに工事に取りかかり、自己の調達した資材を用いて工事全体の3割を完成させた時点で、Bが倒産したためAが元請契約を解除した。Cもこの時点で工事を取りやめた。Aはそれまで工事の進捗に応じてBに対して代金1500万円を支払っていたが、BからCに対する支払いは全くされていなかった。

その後、Aは、別の建築業者Dに依頼して工事を続行して建物を完成させ、A名義の所有権保存登記がされた。

[設問2]

CはAに対して完成した建物の所有権はCにあると主張して所有権確認の訴えを提起した。この訴えの根拠を示した上で、Cの訴えに対するAの反論を挙げて、どちらの主張が認められるか検討しなさい。なお、Cの訴えの根拠については[設問1]で示したものと同一で良い。

\* 出来形部分とは、工事の目的物のできあがった部分、工事施工が完了した部分のことをいう。



## 2017年度入試 C日程本問題 出題趣旨および採点実感

### 出題趣旨

請負契約における完成建物の所有権の帰属については、判例は原則として材料提供者に帰属するとしている。それでは、完成した建物について、その一部につき材料を提供して仕事を行った者は、完成した建物に対してどのような権利を有するのかという点を問う問題である。請負契約における材料提供者帰属説を前提としながら、所有権の付合や加工の条文の適用の可否が検討することが求められる。

### 採点実感

請負契約における所有権の帰属および建前についての所有権の付合・加工という少し難易度の高い問題ではあった。しかし、請負契約では材料提供者帰属説が原則である点などは既修者としては基本知識であるので、その原則から考えて結論を導き出してもらいたかったが、そのような答案は少なかった。